

「令和6年度食品、添加物等の年末一斉取締り」の実施について

「令和6年度食品、添加物等の年末一斉取締り」として、下記のとおり監視指導を実施しました。
記

1 実施期間

令和6年11月25日（月）から12月27日（金）まで

2 実施内容

(1) 監視指導

飲食店営業施設や食品等の製造、販売施設等に対し延べ243件の監視指導を下表のとおり実施しました。監視指導の際は、厚生労働省の定める「令和6年度食品、添加物等の年末一斉取締り実施要綱」に基づき、食品等の取扱いや施設設備の衛生管理の状況の調査を実施しました。

調査の結果、食品衛生法第54条違反（手洗い設備の不備等の施設基準違反）と同法第57条違反（無届出営業）が各1件ずつあったため、施設の改善及び速やかな営業届の提出を指導しました。

監視指導実施施設	件数
魚介類を処理又は販売する施設	26
大量調理施設（給食施設等）	7
飲食店営業施設	123
その他施設	87
計	243

(2) 食品等収去（抜き取り）検査

食品等取扱施設から生食用鮮魚介類やそうざい等の食品40検体を収去し、細菌、食品添加物又は残留農薬等の項目について計1,840件の検査を下表のとおり実施しました。その結果、食品衛生法第13条に違反するもの及び「豊橋市食品の衛生管理指標を定める要綱」に定める管理指標に逸脱するものではありませんでした。

食品分類	検査 検体数	検査件数		
		微生物	添加物	その他
食肉、食鳥肉及び食肉製品	12	4	8	30
乳及び乳製品	6	11	-	6
水産食品（魚介類、水産加工品）	5	5	15	-
野菜、果実、穀物等及びその加工品	8	-	-	1,704
上記以外の加工品	9	57	-	-
計	40	77	23	1,740

(3) その他

- ・ 自主回収報告があった1施設（食品表示法第5条違反（不適切な表示で販売））に対し行政指導を行い、改善を確認しました。
- ・ 実施期間中に食中毒の発生はありませんでした。